

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

4 第四条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に係る手数料の額)

第六条の二 法第七十八条第一項第六号の二に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる登録の更新の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 本邦に輸出される医薬品又は医薬部外品の外国における保管のみを行う製造所に係る登録の更新(次号に掲げるものを除く。) 二万三千四百円

二 本邦に輸出される専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品の外国における保管のみを行う製造所に係る登録の更新一万五千百円

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認の申請に係る手数料の額)

第七条 法第七十八条第一項第七号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認 イからハまでに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 医薬品についての承認 (1) から (15) までに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ

(1) から (15) までに定める額

(1) 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品

(法第十四条の二の二第一項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した製造販売の承認を与えてられている医薬品並びに法第十四条の四第一項第一号(法第十九条の四において準用する場合を含む。)に規定する新医薬品(以下イにおいて「新医薬品」という。)であつてその製造販売の承認のあつた日後同号に規定する調査期間(法第十四条の四第三項(法第十九条の四において準用する場合を含む。)の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間。以下イにおいて「調査期間」といふ。)を経過していないもの及び法第十四条の四第一項第二号(法第十九条の四において準用する場合を含む。)において同じ。)に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であつて同号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品である場合を含む。以下(1)において同じ。)と有効成分若しくはその配合割合を除く。以下この条において「既承認医薬品」といふ。)と有効成分若しくはその配合割合又は投与経路が異なる医薬品(有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあっては、医療用医薬品として厚生労働大臣が定めるもの(以下「医療用医薬品」という。)に限る。)及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品以外のもの(当該既承認医薬品についての承認に法第七十九条第一項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を満たすものに限る。)と有効成分若しくはその配合割合、效能、効果、用法又は用量が異なる医薬品(有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあっては、当該医薬品に係る承認申請に対する審査の内容が、(9)に掲げる医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。)であつて、希少疾病用医薬品でないもの(1)から(6)まで及び(11)から(15)までに掲げるものを除く。二十万二千二百円)

(4) (3) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品(以下(4)において「(3)の先の申請品目」という。)と有効成分及びその配合割合、投与経路、效能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の二第一項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した製造販売の承認を与

(5) 医療用医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの(1)から(4)まで及び(1)から(15)までに掲げるものを除く。)二万八千百円

(6) (5) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、效能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品二万八千百円

(7) 既承認医薬品のうち、医療用医薬品、防除用医薬品、専ら疾病的診断に使用されることは目的とされている医薬品(人又は動物の皮膚に貼り付けられるものに限る。)及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品以外のもの(当該既承認医薬品についての承認に法第七十九条第一項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を満たすものに限る。)と有効成分若しくはその配合割合、效能、効果、用法又は用量が異なる医薬品(有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあっては、当該医薬品に係る承認申請に対する審査の内容が、(9)に掲げる医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。)であつて、希少疾病用医薬品でないもの(1)から(6)まで及び(11)から(15)までに掲げるものを除く。二十万二千二百円)

(8) (7) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、效能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品二十万二千二百円

(9) (1)から(8)まで及び(11)から(15)までに掲げる医薬品以外の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの二万三千三百円

(10) (9) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、效能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品二万三千三百円

(11) 既承認医薬品と有効成分が異なる防除用医薬品五十三万三千八百円

(12) 既承認医薬品と形状、有効成分の配合割合若しくは含量、效能、効果、用法又は用量が異なる防除用医薬品二十二万二千二百円

(13) 防除用医薬品(1)及び(12)に掲げるものを除く。)二万九千四百円

(14) 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品であつて、日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の二第一項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した製造販売の承認を与

(1) に掲げる医薬品に係る法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認の申請(以下この号及び第三十二条第一項第一号において「承認申請」という。)をした者が、当該承認申請に係る医薬品(以下(2)において「(1)の先の申請品目」という。)と有効成分及びその配合割合、投与経路、效能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品二十万二千二百円

(2) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、效能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品二万三千三百円

(3) 既承認医薬品と効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品(1)、(2)及び(11)から(15)までに掲げるものを除く。)三十四万三千九百円

えられている医薬品並びに新医薬品であつてその製造販売の承認のあつた日後調査期間を経過していないもの及び法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の第四項第二号（法第十九条の四において準用する場合を含む。以下（14）において同じ。）に規定する農林水産大臣が指示する医薬品であつて法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同号に規定する農林水産大臣が指示する期間を経過していないものを除く。）と有効成分又は投与経路が異なる医薬品。ただし、専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、動物の皮膚に貼り付けられるものを除く。六十万千円

- (15) 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品（（14）に掲げるものを除く。）五万八千二百円
- 口 医薬部外品についての承認（（1）から（7）までに掲げる医薬部外品の区分に応じ、それぞれ（1）から（7）までに定める額
- (1) 既に製造販売の承認を与えられている医薬部外品（以下「既承認医薬部外品」という。）と有効成分が異なる医薬部外品（（3）から（5）まで及び（7）に掲げるものを除く。）二万四百円
- (2) 既承認医薬部外品と形状、有効成分の配合割合若しくは含量、有効成分以外の成分、效能、効果、用法又は用量が異なる医薬部外品（（3）から（5）まで及び（7）に掲げるものを除く。）二万三千四百円
- (3) 既承認医薬部外品と有効成分が異なる防除用医薬部外品（人の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される医薬部外品をいう。以下同じ。）五十三万三千八百円
- (4) 既承認医薬部外品と形状、有効成分の配合割合若しくは含量、效能、効果、用法又は用量が異なる防除用医薬部外品（二十万二千二百円）
- 防除用医薬部外品（（3）及び（4）に掲げるものを除く。）一万千四百円
- 医薬部外品（（1）から（5）までに掲げるものを除く。）二万五千四百円
- (7) 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品（三万八百円）
- 二 化粧品についての承認（（1）から（5）までに定める額）の承認 イカラハ
- 法第十四条第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認 イカラハまでに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイカラハまでに定める額
- (1) 医薬品についての承認（（1）から（25）までに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ（1）から（25）までに定める額）
- (1) 前号イ（1）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）三十四万三千九百円
- (2) 前号イ（2）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）十万三百円
- (3) 前号イ（1）及び（2）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）二万六百円
- (4) 前号イ（1）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）十万三百円
- (5) 前号イ（2）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）二万六百円
- (6) 前号イ（1）及び（2）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの（（4）及び（5）に掲げるものを除く。）二万六百円
- (16) 前号イ（5）及び（6）に掲げる医薬品（（13）から（15）までに掲げるものを除く。）二万六百円
- (17) 前号イ（7）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（22）に掲げるものを除く。）三十四万三千九百円
- (18) 前号イ（8）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）十万三百円
- (19) 前号イ（7）及び（8）に掲げる医薬品（（17）及び（18）に掲げるものを除く。）二万六百円
- (20) 前号イ（9）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（22）に掲げるものを除く。）三十四万三千九百円
- (21) 前号イ（10）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（22）に掲げるものを除く。）十万三百円
- (22) 前号イ（9）及び（10）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものであつて、医学、歯科医学又は薬学上の見地から一般に妥当と認められる基準として厚生労働大臣が定めるものに基づき、当該承認の申請に係る医薬品の有効性及び安全性が確認できるものに限る。）二万六百円
- (23) 前号イ（9）及び（10）に掲げる医薬品（（20）から（22）までに掲げるものを除く。）二万六百円
- (24) 前号イ（11）から（13）までに掲げる医薬品（二万六百円）
- 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品（二万六千七百円）

- (7) 前号イ（3）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）三十四万三千九百円
- (8) 前号イ（4）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）十万三百円
- (9) 前号イ（3）及び（4）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの（（7）及び（8）に掲げるものを除く。）二万六百円
- (10) 前号イ（3）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）三十四万三千九百円
- (11) 前号イ（4）に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）十万三百円
- (12) 前号イ（3）及び（4）に掲げる医薬品（（11）に掲げるものを除く。）二万六百円
- (13) 前号イ（5）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（15）に掲げるものを除く。）三十四万三千九百円
- (14) 前号イ（6）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（15）に掲げるものを除く。）十万三百円
- (15) 前号イ（5）及び（6）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものであつて、医学、歯科医学又は薬学上の見地から一般に妥当と認められる基準として厚生労働大臣が定めるものに基づき、当該承認の申請に係る医薬品の有効性及び安全性が確認できるものに限る。）二万六百円
- (16) 前号イ（5）及び（6）に掲げる医薬品（（13）から（15）までに掲げるものを除く。）二万六百円
- (17) 前号イ（7）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（22）に掲げるものを除く。）三十四万三千九百円
- (18) 前号イ（8）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限る。）十万三百円
- (19) 前号イ（7）及び（8）に掲げる医薬品（（17）及び（18）に掲げるものを除く。）二万六百円
- (20) 前号イ（9）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（22）に掲げるものを除く。）三十四万三千九百円
- (21) 前号イ（10）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り、（22）に掲げるものを除く。）十万三百円
- (22) 前号イ（9）及び（10）に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものであつて、医学、歯科医学又は薬学上の見地から一般に妥当と認められる基準として厚生労働大臣が定めるものに基づき、当該承認の申請に係る医薬品の有効性及び安全性が確認できるものに限る。）二万六百円
- (23) 前号イ（9）及び（10）に掲げる医薬品（（20）から（22）までに掲げるものを除く。）二万六百円
- (24) 前号イ（11）から（13）までに掲げる医薬品（二万六百円）
- 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品（二万六千七百円）

- 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 4 第四条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。
 (動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の条件付き承認の中間評価の申請に係る手数料の額)
第十三条の二 法第七十八条第一項第十四号に掲げる者（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の第五項（同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を申請する者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、二万六千七百円とする。
- 2 前項に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の第五項（同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により国に納めなければならない手数料の額は、二万六千七百円とする。
- 3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 第十四条** 法第七十八条第一項第十五号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる額とする。
- 一 医療機器についての使用成績に関する評価 イからハまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 三 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- （使用成績評価の申請に係る手数料の額）
- 2 前項（第一号ハ及び第二号ロに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第四項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により添付する当該申請に係る医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の使用成績等に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出した医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の使用の成績等に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を行うため、当該職員を、当該使用的成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 三 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- （使用成績評価の申請に係る手数料の額）
- 2 前項（第一号ハ及び第二号ロに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による評価の申請に係る医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の使用成績等に関する評価（以下ロにおいて「使用成績評価申請」という。）をした者が、当該使用成績評価申請に係る医療機器と名称のみが異なる医療機器に係る使用成績評価申請をする場合における当該医療機器 七万六百円
- ハ 一 医療機器についての使用成績に関する評価 イからハまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 一 口及びハに掲げる医療機器以外の医療機器 九万二千四百円
 ロ 二 口 法第二十三条の二の九第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による評価の申請（以下ロにおいて「使用成績評価申請」という。）をした者が、当該使用成績評価申請に係る医療機器と名称のみが異なる医療機器に係る使用成績評価申請をする場合における当該医療機器 七万六百円
- ハ 一 体外診断用医薬品についての使用成績に関する評価 イ及びロに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 一 口 法第二十三条の二の九第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による評価の申請（以下ロにおいて「使用成績評価申請」という。）をした者が、当該使用成績評価申請に係る医療機器と名称のみが異なる医療機器に係る使用成績評価申請をする場合における当該医療機器 七万六百円
- ハ 一 体外診断用医薬品についての使用成績に関する評価 イ及びロに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額
- イ 一 口 法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により添付する当該申請に係る医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の使用成績等に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により提出した医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の使用の成績等に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による確認を行

- うため、当該職員を、当該使用成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号ハ又は第二号ロに定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- 一 職員二人が当該出張することとした場合における旅費相当額
- 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 第十四条の二** 法第七十八条第一項第十五号の二に掲げる者（法第二十三条の二の十の二第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる（医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額）
- （医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額）
- 2 前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる（医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額）
- （医療機器についての確認（次号に掲げるものを除く。）イからヌまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからヌまでに定める額）
- イ 第十二条第一項第一号イ（1）に掲げる医療機器 九万五千円
 ロ 第十二条第一項第一号イ（2）に掲げる医療機器 九万五千円
 ハ 第十二条第一項第一号イ（3）に掲げる医療機器 九万五千円
 ニ 第十二条第一項第一号イ（4）に掲げる医療機器 九万五千円
 ホ 第十二条第一項第一号イ（5）に掲げる医療機器 二万八千四百円
 ヘ 第十二条第一項第一号イ（6）に掲げる医療機器 二万八千四百円
 ド 第十二条第一項第一号イ（7）に掲げる医療機器 二万八千四百円
 チ 第十二条第一項第一号イ（8）に掲げる医療機器 二万八千四百円
 リ 第十二条第一項第一号イ（9）に掲げる医療機器 二万八千四百円
- ヌ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 二万六千七百円
- 二 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）についての確認（製造所の変更その他の厚生労働省令で定める変更のみについて確認の対象とされるものに限る。）二万八千四百円
- 三 体外診断用医薬品についての確認（次号に掲げるものを除く。）イからトまでに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める額
- イ 第十二条第一項第一号ロ（1）に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
 ロ 第十二条第一項第一号ロ（2）に掲げる体外診断用医薬品 四万二千八百円
 ハ 第十二条第一項第一号ロ（3）に掲げる体外診断用医薬品 四万二千八百円
 ニ 第十二条第一項第一号ロ（4）に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
 ホ 第十二条第一項第一号ロ（5）に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
 ヘ 第十二条第一項第一号ロ（6）に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
 ド 専ら動物のために使用されることが目的とされている体外診断用医薬品 二万六千七百円
- 四 体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）についての確認（製造所の変更その他の厚生労働省令で定める変更のみについて確認の対象とされるものに限る。）二万三千五百円
- （動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の適合性確認に係る手数料の額）
- 第十四条の三** 法第七十八条第一項第十五号の二に掲げる者（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万二千五百円とする。
- 2 前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認につき、

農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の一の十の二第四項（法第二十三條の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による実地の調査を行つたため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張することとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（基準適合性認証の申請に係る手数料の額）

第十五条 法第七十八条第一項第十六号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、三万五千三百円とする。

（再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に係る手数料の額）

第十六条 法第七十八条第一項第十七号に掲げる者（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造販売に係る許可の更新を申請する者に限る。）が同項の規定により國に納めなければならない手数料の額は、一万五千二百円とする。

（再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請に係る手数料の額）

第十七条 法第七十八条第一項第十八号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の更新の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 再生医療等製品の製造に係る許可の更新（次号に掲げるものを除く。）三万五百二百円

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る許可の更新（再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更の許可の申請に係る手数料の額）

三 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る許可の更新（再生医療等製品の製造に係る手数料の額）

（再生医療等製品の製造に係る手数料の額）

第十八条 法第七十八条第一項第十九号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 再生医療等製品の製造に係る許可の区分の変更の許可の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（再生医療等製品の製造に係る手数料の額）

第十九条 法第七十八条第一項第二十号に掲げる者が同項の規定により読み替えた部分の変更の許可の申請に係る手数料の額

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る許可の区分の変更の許可（二万八千二百円）

（再生医療等製品の製造業者の認定の申請に係る手数料の額）

第二十条 法第七十八条第一項第二十一号に掲げる者が同項の規定により読み替えた部分の変更の許可の申請に係る手数料の額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再生医療等製品の製造に係る認定の更新の申請に係る手数料の額）

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十一第七項（法第二十三條の二十四第三項において準用する場合に限る。）の実地の調査を行つたため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張することとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再生医療等製品の製造業者の認定の区分の変更又は追加の認定の申請に係る手数料の額）

第二十一条 法第七十八条第一項第二十二号に掲げる者（法第二十三條の二十四第三項において準用する法第二十三條の二十二第八項の認定の区分の変更の認定の申請をする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分の変更の認定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 再生医療等製品の製造に係る認定の区分の変更の認定（次号に掲げるものを除く。）二万三千四百円

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る認定の区分の変更の認定（再生医療等製品の製造に係る手数料の額）

三 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る認定の区分の変更の認定（再生医療等製品の製造に係る手数料の額）

（再生医療等製品の製造に係る手数料の額）

第十二条 法第七十八条第一項第二十三号に掲げる者が同項の規定により読み替えて適用される法第二十三條の二十二第七項（法第二十三條の二十四第三項において準用する場合に限る。）の実地の調査を行つたため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張することとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再生医療等製品の製造販売の承認の申請に係る手数料の額）

第二十二条 法第七十八条第一項第二十三号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十八条第一項又は第二十三條の三十七第一項の承認 イからホまでに掲げる

（再生医療等製品の製造に係る認定の更新の申請に係る手数料の額）

二 再生医療等製品（口からホまでに掲げるものを除く。）十万円

（法第二十三條の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により条件及び期限を

付した製造販売の承認（以下「条件及び期限付承認」という。）を受けた者が、当該条件及び期限付承認に係る再生医療等製品について、当該条件及び期限付承認の期限（法第二十三条の二十六第二項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの）内に、改めて法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認の申請をする場合における当該再生医療等製品十萬円

ハ 既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品（二及びホに掲げるものを除く。）と名称のみが異なる再生医療等製品（二及びホに掲げるものを除く。）三万三千三百円

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品（ホに掲げるものを除く。）六十万千円

本 再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下ホにおいて同じ。）であつて、既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と名称のみが異なるもの 五万八千二百円

二 法第二十三条の二十五第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認（イにおいて「承認」という。）イからハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前号イからハまでに掲げる再生医療等製品（効能、効果、性能、用法、用量又は使用方法の変更について承認の対象とされるものに限る。）九万五千円

ロ 前号イからハまでに掲げる再生医療等製品（イに掲げるものを除く。）二万八千四百円

ハ 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品 二万六千七百円

前項（第一号ニ及びホに第二号ハに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十五第三項（同条第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により添付する当該申請に係る再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の安全性に関する試験その他の試験の試験成績に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十五第二項第三号（同条第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行うため、当該職員を、当該試験を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかるらず、同項第一号ニ若しくはホ又は第二号ハに定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（動物用再生医療等製品の製造販売の承認に当たつての調査の申請に係る手数料の額）

第二十三条 法第七十八条规定第一項第二十四号に掲げる者（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十五第六項（同条第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第八項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二十六の二第二項（再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を申請する者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により國に納めなければならない手数料の額は、一万二千五百円とする。

2 前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十五第六項（同条第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）

及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは第八項(法第二十三
条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医
療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方針についての調査に係る部分に限り、法第
二十三条の二十八第二項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)及び第二
十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による実地の調査の申請につき、
農林水産大臣が、当該調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる
必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手
数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額
とする。

一 職員二人が当該出張することとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
法第七十八条第一項第二十四号に掲げる者(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用
される法第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料につ
いての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項(法第二十三条の四十第一項におい
て準用する場合を含む。)及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。以下こ
の項において同じ。)の規定による調査を申請する者に限る。以下この項において同じ。)に係る
法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十六の二第二項の規定
による実地の調査の申請につき、農林水産大臣が、当該調査を行うため、当該職員を、当該調査
を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における同号に掲げる者に係る法第七
十八条第一項の政令で定める手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 職員一人が当該出張することとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
第四条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(再生医療等製品の再審査の申請に係る手数料の額)

第二十四条 法第七十八条第一項第二十五号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければなら
ない手数料の額は、次の各号に掲げる再審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる再生医療等製品以外の再生医療等製品についての再審査 九万二千四百円

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品についての再審査 二
十六万九千七百円

前項(第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に規定する者が法第八十三条第
一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十九第四項(法第二十三条の三十九に
おいて准用する場合を含む。)の規定により添付する当該申請に係る再生医療等製品(専ら動物
のために使用されることが目的とされているものに限り。)の使用成績等に関する資料につき、
農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十九
第三項(法第二十三条の三十九において准用する場合を含む。)の規定による確認を行うため、
当該職員を、当該使用成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認
める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用され
る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同号に定める額
に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張することとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額)

第二十四条の二 法第七十八条第一項第二十五号の二に掲げる者(法第二十三条の三十二の二第一
項(法第二十三条の三十九において准用する場合を含む。)の確認を受けようとする者に限る。)
が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる
確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 再生医療等製品についての確認（次号に掲げるものを除く。） 二万八千四百円
 二 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品についての確認 二万六千七百円

第二十四条の三 法第七十八条第一項第二十五号の二に掲げる者（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三十二の二第三項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万二千百円とする。

2 前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三十二の二第三項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十条の二第七項の修理区分の追加の許可を申請する者に限る。以下この項において同じ。）に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十条の二第五項の農林水産省令で定める基準の適合性に関する調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させると認められる場合における同号に掲げる者に係る法第七十八条第一項の政令で定めため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における旅費相当額とする。

3 前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかる前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三十二の二第三項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の規定による実地の調査を行っため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における旅費相当額とする。

4 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

5 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

6 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

8 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

10 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

11 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

12 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

13 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

14 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

15 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

16 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

17 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

18 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

19 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

20 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

4 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

5 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

6 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

7 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

8 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

9 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

10 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

11 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

12 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

13 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

14 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

15 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

16 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

17 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

18 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

19 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

20 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

イ 医薬品若しくは再生医療等製品の製造業又は医療機器の修理業の許可証（ロ及びハに掲げるものを除く。）二万三千三百円
 ロ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 イからハまでに掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 医薬品若しくは再生医療等製品の製造業又は医療機器の修理業の許可証（ロ及びハに掲げるものを除く。）二万三千三百円
 ロ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 イからハまでに掲げる額の合計額を加算した額とする。

が目的とされている医薬品、医薬部外品若しくは再生医療等製品の製造業の許可証 四千五

- 百円
- ハ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器の修理業の許可証 三千五百円
- イ 医薬品等外国製造業者又は再生医療等製品外国製造業者の認定証（口に掲げるものを除く。）一万九千七百円
- ロ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は再生医療等製品に係る医薬品等外国製造業者又は再生医療等製品外国製造業者の認定証 三千五百円
- 三 登録証の書換え交付 イからへまでに掲げる登録証の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額
- イ 医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録証（ハに掲げるものを除く。）一万九千七百円
- ロ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品の保管のみを行なう製造所の登録証（ハに掲げるものを除く。）四千五百円
- ハ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品に係る医薬品等外国製造業者の保管のみを行なう製造所の登録証 三千五百円
- 二 医療機器等外国製造業者の登録証（へに掲げるものを除く。）一万九千七百円
- ホ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証 四千五百円
- ヘ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品に係る医療機器等外国製造業者の登録証 三千五百円
- 四 基準確認証（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は再生医療等製品に係るものに限る。）の書換え交付 三千五百円
- 五 基準適合証（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医薬品に係るものに限る。）の書換え交付 三千五百円
- 第三十条** 医薬品等の製造販売業者等が、令第六条第三項、第十三条第三項、第十六条の五第三項、第十八条の三第三項、第十八条の九第三項、第二十六条の五第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の十第三項（令第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条の十六第三項、第三十七条の二十七第三項、第四十三条の五第三項、第四十三条の十二第三項、第四十三の十九第三項又は第四十三条の三十二第三項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる再交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 認定証の再交付 イからへまでに掲げる許可証の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 前条第一号イに掲げる許可証 二万三千三百円
- ロ 前条第一号ロに掲げる許可証 四千五百円
- ハ 前条第一号ハに掲げる許可証 三千五百円
- 二 認定証の再交付 イ又はロに掲げる認定証の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 前条第二号イに掲げる認定証 一万九千七百円
- ロ 前条第二号ロに掲げる認定証 三千五百円
- 三 登録証の再交付 イからへまでに掲げる登録証の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額
- イ 前条第三号イに掲げる登録証 一万九千七百円
- ロ 前条第三号ロに掲げる登録証 四千五百円
- ハ 前条第三号ハに掲げる登録証 三千五百円
- 前条第三号ニに掲げる登録証 一万九千七百円

- ホ 前条第三号ホに掲げる登録証 四千五百円
- ヘ 前条第四号ヘに掲げる登録証 三千五百円
- 四 前条第五号に規定する基準確認証の再交付 三千五百円
- 第二章 独立行政法人医薬品医療機器総合機構に納める手数料**
- （機構による医薬品、医薬部外品及び化粧品についての調査に係る手数料の額）
- 第三十一条** 機構が法第十三条の二第一項の規定により行なう法第十三条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 医薬品に係る法第十三条第一項の許可についての同条第七項に規定する調査 イ又はロに掲げる許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- 二 医薬品に係る法第十三条第八項の許可の更新についての同条第七項に規定する調査 イ又はロに掲げる許可の更新に付する場合を含む。）に規定する調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 医薬品に係る法第十三条第七項に規定する調査 イ又はロに掲げる許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- 二 実地の調査を伴わない許可 十二万四百円
- イ 実地の調査を伴う許可 十五万九千九百円
- ロ 実地の調査を伴わない許可の更新 五万九千七百円
- 二 医薬品に係る法第十三条第八項の許可の区分の変更又は追加の許可についての同条第九項において準用する同条第七項に規定する調査 イ又はロに掲げる許可の区分の変更又は追加の許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 実地の調査を伴う許可の更新 十万五千二百円
- ロ 実地の調査を伴わない許可の区分の変更又は追加の許可 五万九千七百円
- 三 医薬品に係る法第十三条第八項において準用する法第十三条の二第一項の規定により行なう法第十一条の三第三項において準用する法第十三条第七項（法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第九項において準用する場合を含む。）に規定する調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 医薬品又は医薬部外品に係る法第十三条の三第一項の認定についての同条第三項において準用する法第十三条第七項に規定する調査 イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額（以下「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額
- イ 実地の調査を伴う認定 十四万三千九百円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（以下「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額
- 二 医薬品又は医薬部外品に係る法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第四項の認定の更新についての法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第七項に規定する調査 イ又はロに掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 実地の調査を伴う認定の更新 六万九千七百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- ロ 実地の調査を伴わない認定の更新 四万二千九百円
- 三 医薬品又は医薬部外品に係る法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第八項の認定の更新についての法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第七項に規定する調査 イ又はロに掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 実地の調査を伴う認定の更新 六万九千七百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- ロ 実地の調査を伴わない認定の更新 四万二千九百円
- 四 実地の調査を伴う認定の区分の変更又は追加の認定 当額を加算した額
- イ 実地の調査を伴う認定の区分の変更又は追加の認定 六万九千七百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

(機構による医薬品等に係る審査及び調査に係る手数料の額)

第三十二条 機構が法第十四条の二の三第一項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第十四条又は第十九条の二の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認についての審査 イからニまでに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 医薬品についての承認(ニに掲げるものを除く。) (1)から(19)までに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ(1)から(19)までに定める額

(1) 第七条第一項第一号イ (1)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの三千六百五十三万八千四百円

(2) 第七条第一項第一号イ (1)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの三千六十一万八千八百円

(3) 第七条第一項第一号イ (2)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの三百七十八万四千七百円

(4) 第七条第一項第一号イ (2)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの三百十六万六千四百円

(5) 第七条第一項第一号イ (3)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの千七百四十三万八千三百円

(6) 第七条第一項第一号イ (3)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの千四百三十五万四千九百円

(7) 第七条第一項第一号イ (4)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの百八十万三千六百円

(8) 第七条第一項第一号イ (4)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの五百四十四万二千二百円

(9) 第七条第一項第一号イ (5)又は(6)に掲げる医薬品 六十四万九千百円

(10) 第七条第一項第一号イ (7)又は(8)に掲げる医薬品(11)に掲げるものを除く。)百六十二万七千三百円

(11) (10)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 一百五十万五千二百円

(12) 第七条第一項第一号イ (9)又は(10)に掲げる医薬品(13)に掲げるものを除く。)三十二万四千二百円

(13) (12)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 二十三万四百円

(14) 第七条第一項第一号イ (11)に掲げる医薬品(15)に掲げるものを除く。)六百八十萬八千三百円

(15) (14)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 五百二十三万七千二百円

(16) 第七条第一項第一号イ (12)に掲げる医薬品(17)に掲げるものを除く。)六十
五万八千八百円

(17) (16)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 四十一万千八百円

(18) 第七条第一項第一号イ (13)に掲げる医薬品(19)に掲げるものを除く。)十六
万三百円

(19) (18)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 十万二百円

ロ 医薬部外品についての承認(ニに掲げるものを除く。) (1)から(9)までに掲げる医薬部外品の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに定める額

(1) 第七条第一項第一号ロ (1)に掲げる医薬部外品 四百六万九千百円

(2) 第七条第一項第一号ロ (2)に掲げる医薬部外品 三十八万八千三百円

(3) 第七条第一項第一号ロ (3)に掲げる医薬部外品(4)に掲げるものを除く。) 六十
八十万八千三百円

(4) (3)に掲げる医薬部外品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る承認申請をする場合における当該医薬部外品 五百二十三万七千二百円

(5) 第七条第一項第一号ロ (4)に掲げる医薬部外品(6)に掲げるものを除く。) 六十
五万八千八百円

(6) (5)に掲げる医薬部外品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る承認申請をする場合における当該医薬部外品 十万二百円

(7) 第七条第一項第一号ロ (5)に掲げる医薬部外品(8)に掲げるものを除く。) 十六
万三百円

(8) (7)に掲げる医薬部外品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る承認申請をする場合における当該医薬部外品 九万九千九百円

(9) 第七条第一項第一号ロ (6)に掲げる医薬部外品 九万九千九百円

二 ハ 化粧品についての承認(ニに掲げるものを除く。) 六万六千六百円

(8) (7)に掲げる医薬部外品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る承認申請をする場合における当該医薬部外品 九万九千九百円

(9) 第七条第一項第一号ロ (6)に掲げる医薬部外品 九万九千九百円

二 ハ 化粧品についての承認(ニに掲げるものを除く。) 六万六千六百円

既に承認を与えられていてる医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下ニにおいて同じ。)、医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下ニにおいて同じ。)又は化粧品と名称のみが異なる医薬品、医薬部外品又は化粧品についての承認 三万七千三百円

法第十四条第十五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。イ(12)において同じ。)の承認についての審査 イからハまでに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 医薬品についての承認 (1)から(20)までに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ(1)から(20)までに定める額

(1) 第七条第一項第二号イ (1)又は(7)に掲げる医薬品 千五百六十五万二千六百円

(2) 第七条第一項第二号イ (2)又は(8)に掲げる医薬品 百六十二万四千円

(3)	第七条第一項第二号イ (3) 又は (9) に掲げる医薬品 三十二万三千円 第七条第一項第二号イ (4) 又は (10) に掲げる医薬品 千二百九十五万五千円 第七条第一項第二号イ (5) 又は (11) に掲げる医薬品 百三十四万四千八百円 第七条第一項第二号イ (6) 又は (12) に掲げる医薬品 二十万三千七百円 第七条第一項第二号イ (13) に掲げる医薬品 千五百六十五万二千六百円 第七条第一項第二号イ (14) に掲げる医薬品 百六十二万四千円
(10)	第七条第一項第二号イ (15) に掲げる医薬品 五万六千円 第七条第一項第二号イ (16) に掲げる医薬品 三十二万三千円
(11)	第七条第一項第二号イ (17) 又は (20) に掲げる医薬品 ((12) に掲げるものを除く。) 千五百六十五万二千六百円
(12)	第七条第一項第二号イ (18) 又は (21) に掲げる医薬品 ((14) に掲げるものを除く。) 百三十三万二千二百円
(13)	第七条第一項第二号イ (19) 又は (23) に掲げる医薬品 ((16) に掲げるものを除く。) 四百四十七万八千四百円
(14)	第七条第一項第二号イ (20) に掲げる医薬品 ((17) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品一百三十三万二千三百円)
(15)	第七条第一項第二号イ (21) に掲げる医薬品 ((18) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品一百三十三万二千三百円)
(16)	第七条第一項第二号イ (22) に掲げる医薬品 ((19) 又は (23) に掲げる医薬品 ((17) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品十一万七千八百円)
(17)	第七条第一項第二号イ (23) に掲げる医薬品 ((20) に掲げる医薬品 ((18) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品四万一千四百円)
(18)	第七条第一項第二号イ (24) に掲げる医薬品 ((19) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品四千七百円)
(19)	第七条第一項第二号イ (25) に掲げる医薬品 ((20) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品五千八百円)
(20)	第七条第一項第二号イ (26) に掲げる医薬品 ((21) に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品五千八百円)
(1)	第七条第一項第二号ロ (1) に掲げる医薬部外品 五万五千九百円
(2)	第七条第一項第二号ロ (2) に掲げる医薬部外品 ((3) に掲げるものを除く。) 八万一千二百円
(3)	第七条第一項第二号ロ (3) までに定める額 内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品五千八百円

ハ	化粧品についての承認 三万七千三百円
一	機構が法第十四条の二の三第一項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第十四条第六項(同条第十五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)又は第十四条の二第二項(法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条第三項後段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条の二第二項(法第二十条第一項において準用する場合を含む。)及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査のうち書面による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一	法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認(法第十四条の二の二第五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の申請に係る承認を除く。)についての調査 イから
二	法第十四条第二項(法第十九条の二第二項(法第二十条第一項において準用する場合を含む。)及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査のうち書面による調査の区分に応じ、それぞれイからまでに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイからまでに定める額
二	イ 第七条第一項第一号イ (1) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 三千六万三千三百円
二	ロ 第七条第一項第一号イ (1) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 五百十九万六千六百円
二	ハ 第七条第一項第一号イ (2) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 二百五十九万五五百円
二	二 第七条第一項第一号イ (2) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 三百九十万二千五百円
二	ホ 第七条第一項第一号イ (3) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 一百八十九万五千五百円
二	ヘ 第七条第一項第一号イ (3) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 三百九十四万七千五百円
二	ト 第七条第一項第一号イ (4) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 九十七万三千円
二	チ 第七条第一項第一号イ (4) に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 一百十八万九千九百円
二	リ 第七条第一項第一号イ (5) から (10) までに掲げる医薬品 三十四万六千七百円
二	二 法第十四条第五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の承認(法第十四条の二の二第五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の申請に係る承認を除く。)についての調査 イからまでに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイからまでに定める額
二	イ 第七条第一項第二号イ (1) 又は (7) に掲げる医薬品 三百八十九万五千五百円
二	ロ 第七条第一項第二号イ (2) 又は (8) に掲げる医薬品 九十七万三千円
二	ハ 第七条第一項第二号イ (3) 又は (9) に掲げる医薬品 十九万五千五百円
二	ニ 第七条第一項第二号イ (4) 又は (10) に掲げる医薬品 百九十四万七千円
二	ホ 第七条第一項第二号イ (5) 又は (11) に掲げる医薬品 四十八万九千九百円
二	ヘ 第七条第一項第二号イ (6) 又は (12) に掲げる医薬品 十七万三千三百円
二	ト 第七条第一項第二号イ (13) に掲げる医薬品 三百八十九万五千五百円
二	チ 第七条第一項第二号イ (14) に掲げる医薬品 九十七万三千円
二	リ 第七条第一項第二号イ (15) から (23) までに掲げる医薬品 十九万五千五百円
三	法第十四条の二の二第五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の申請に係る承認についての調査 イからまでに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイから
三	イ 第七条第一項第一号イ (1) 又は (3) に掲げる医薬品 四百二十二万四千円
三	ロ 第七条第一項第一号イ (2) 又は (4) に掲げる医薬品 百四十九万九千四百円

ハ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品 十九万五千五百円

前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、外国にある施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、機構職員の旅費相当額を加算した額とする。

4 機構が法第十四条の二の三第一項（法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第十四条第六項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第十四条の二の二第二項（法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四

四条の三第二項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査のうち実地の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分

に応じ、それぞれイ又はロに定める額

ロ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百二十五万八千三百円

イ 当該試験を実施した施設が国外にある場合の調査 イ又はロに掲げる調査の区分

に応じ、それぞれイ又はロに定める額

ロ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百六十万六千二百円に機構職員の旅

費相当額を加算した額

二 医薬品の臨床試験の実施の基準又は医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に係る調査 イからハまでに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認（法第十四条の二の二第五項（法第十九

条の二第五項において準用する場合を含む。）の申請に係る承認を除く。）についての調査

(1) から(6)までに掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額

(1) 第七条第一項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実

施した施設が国内にある場合に限る。） 四百三十万二千三百円

(2) 第七条第一項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実

施した施設が国外にある場合に限る。） 四百七十五万八千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

(3) 第七条第一項第一号イ(2)又は(4)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実

施した施設が国内にある場合に限る。） 百十三万八千六百円

(4) 第七条第一項第一号イ(2)又は(4)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実

施した施設が国外にある場合に限る。） 百十八万七千七百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

(5) 第七条第一項第一号イ(5)から(10)までに掲げる医薬品についての調査（当該試

験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 六十九万六千七百円

(6) 第七条第一項第一号イ(5)から(10)までに掲げる医薬品についての調査（当該試

験を実施した施設が国外にある場合に限る。） 百二万六千二百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ロ 法第十四条第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認（法

第十四条の二の二第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の申請に

係る承認を除く。）についての調査 (1)から(6)までに掲げる調査の区分に応じ、それ

(1)から(6)までに定める額

(1) 第七条第一項第二号イ(1)、(4)、(7)、(10)又は(13)に掲げる医薬品につい

ての調査（当該試験を実施した施設が国外にある場合に限る。） 四百七十五万八千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ハ 第七条第一項第二号イ(1)、(4)、(7)、(10)又は(13)に掲げる医薬品につい

ての調査（当該試験を実施した施設が国外にある場合に限る。） 四百七十五万八千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

(3) 第七条第一項第二号イ(2)、(5)、(8)、(11)又は(14)に掲げる医薬品につい

ての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 百十三万八千六百円に機

構職員の旅費相当額を加算した額

(4) 第七条第一項第二号イ(2)、(5)、(8)、(11)又は(14)に掲げる医薬品につい

ての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 六十九万六千七百円に機

構職員の旅費相当額を加算した額

(5) 第七条第一項第二号イ(17)から(23)までに掲げる医薬品についての調査（当該

試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 六十九万六千七百円に機

構職員の旅費相当額を加算した額

(6) 第七条第一項第二号イ(17)から(23)までに掲げる医薬品についての調査（当該

試験を実施した施設が国外にある場合に限る。） 百十八万七千七百円に機

構職員の旅費相当額を加算した額

ハ 法第十四条の二の二第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の申

請に係る承認についての調査 (1)から(6)までに掲げる調査の区分に応じ、それ

(1)から(6)までに定める額

(1) 第七条第一項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国内にある場合に限る。） 三百四十六万五千二百円

(2) 第七条第一項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国外にある場合に限る。） 三百八十万六千九百円に機構職員の旅費相当額

を加算した額

(3) 第七条第一項第一号イ(2)又は(4)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国内にある場合に限る。） 百十八万八千九百円

(4) 第七条第一項第一号イ(2)又は(4)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国外にある場合に限る。） 三百八十万六千九百円に機構職員の旅費相当額

を加算した額

(5) 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国内にある場合に限る。） 六十九万六千七百円

(6) 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国外にある場合に限る。） 百二十二万円に機構職員の旅費相当額を加算し

た額

(5) 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国内にある場合に限る。） 六十九万六千七百円

(6) 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該調査の対

象となる施設が国外にある場合に限る。） 百二万六千二百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ハ 法第十四条第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認（法

第十四条の二の二第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の申請に

係る承認を除く。）についての調査 (1)から(6)までに定める額

(1) 第七条第一項第二号イ(1)、(4)、(7)、(10)又は(13)に掲げる医薬品につい

ての調査（当該試験を実施した施設が国外にある場合に限る。） 四百七十五万八千五百円に機

構職員の旅費相当額を加算した額

(2) 法第十四条第一項若しくは第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第一項の医薬品又は医薬部外品の承認についての調査（次号に掲げるもの

を定める額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第一項の医薬品又は医薬部外品の承認についての調査（次号に掲げるもの

を定める額とする。

第五項及び第六項に規定する者が同時に二以上の品目についてこれらの項に規定する調査を申請する場合におけるこれらの項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前三項の規定にかかるわらず、前三項に定める額から、当該調査に係る製造所又は施設の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。

9 機構が法第十四条の二の三第一項（法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第十四条第三項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第三項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次号及び第三号に掲げる調査を除く。）イからニまでに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第七条の二第一項第一号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 四百九十八万七千四百円

ロ 第七条の二第一項第一号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 四百十二万七千八百円

ハ 第七条の二第一項第一号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 四十九万八千七百円

二 第七条の二第一項第二号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 四十一万二千七百円

二 法第十四条第三項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による書面による調査（以下この号において「調査」という。）イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる調査以外の調査 四百二十二万四千百円

ロ 第七条の二第一項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査（以下この号において「調査」という。）イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査（1）又は（2）に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

ロ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百二十五万八千三百円

（1） 当該試験を実施した施設が国外にある場合の調査 三百六十万六千二百円

（2） 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百四十六万五千二百円

イ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査を受けようとする者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合の調査

ようとする場合における当該医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。）百十八万八千九百円

（3） 当該調査の対象となる施設が外国にある場合の調査であつて、（4）に掲げる調査以外のもの 三百八十万六千九百円

（4） 第七条の二第一項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が国外にある場合に限る。）百二十二万円

10 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、外国にある施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める額に、機構職員の旅費相当額を加算した額とする。

11 機構が法第八十条第四項において準用する法第十三条の二第一項の規定により行う法第八十条第一項の規定による調査（医薬品又は医薬部外品に係るものに限る。）を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額については、第五項及び第六項の規定（国内にある製造所についての調査に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、第五項第一号及び第二号並びに第六項第一号中「法第十四条第一項若しくは第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の医薬品又は医薬部外品の承認についての調査」とあるのは「法第八十条第一項の製造をしようとするときの医薬品又は医薬部外品の調査」と、第五項第二号及び第六項第二号中「法第十四条第七項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十条第一項」と、「調査又は法第十四条第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）」の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

12 機構が法第十四条の五第一項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により行う法第十四条の第四項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第九条第一項第一号に掲げる医薬品についての確認 百二十三万八千七百円

二 第九条第一項第二号に掲げる医薬品についての確認 四十一万七千円

三 機構が法第十四条の五第一項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により行う法第十四条の四第六項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第九条第一項第一号に掲げる医薬品についての確認 百四十万九千四百円

二 実地の調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査（1）又は（2）に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百二十五万八千三百円

（2） 当該試験を実施した施設が国外にある場合の調査 三百六十万六千二百円

受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。イ 医薬品又は医薬部外品についての確認（次号に掲げるものを除く。）イからニまでに掲げる医薬品又は医薬部外品の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 令第八十条第二項第七号イ、ロ、ニ又はホに掲げる医薬品（1）又は（2）に掲げる確

認の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 国内にある製造所についての確認

（2） 外国にある製造所についての確認

ロ 令第八十条第二項第七号ハに掲げる医薬品（1）又は（2）に掲げる確認の区分に応じ、

それぞれ（1）又は（2）に定める額

3

二 医薬品又は医薬部外品の製造工程のうち包装、表示

（イ） からハまでに掲げる医薬品又は医薬部外品（1）又は（2）に定める額

（1） 又は（2）に定める確認の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 国内にある製造所についての確認

（2） 外国にある製造所についての確認

ロ 令第八十条第二項第七号ハに掲げる医薬品（1）又は（2）に定める確認の区分に応じ、

それぞれ（1）又は（2）に定める額

4

二 外国にある施設についての確認

（イ） 基礎となる旅行日数を乗じて得た額

（1） 外国にある製造所又は施設についての確認

（2） 機構職員の旅費相当額

（1） 国内にある製造所又は施設についての確認

（2） 外国にある施設についての確認

（1） 基礎となる旅行日数を乗じて得た額

（2） 外国にある製造所又は施設についての確認

（1） 機構職員の旅費相当額

（1） 国内にある製造所又は施設についての確認

（2） 外国にある施設についての確認

（1） 基礎となる旅行日数を乗じて得た額

（2） 外国にある製造所又は施設についての確認

（1） 機構職員の旅費相当額

（1） 国内にある製造所又は施設についての確認

（2） 外国にある施設についての確認

（1） 基礎となる旅行日数を乗じて得た額

（2） 外国にある製造所又は施設についての確認

（1） 機構職員の旅費相当額

5 第二項及び第三項に規定する者が同時に二以上の品目についてこれらの項に規定する確認を申請する場合におけるこれらの項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前三項の規定にかかるらず、前三項に定める額から、当該確認に係る製造所又は施設の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。（機器による医療機器等審査等に係る手数料の額）

第三十三条 機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認についての審査 イからハまでに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 医療機器についての承認（ハに掲げるものを除く。）（1）から（9）までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ（1）から（9）までに定める額

（1） 第十二条第一項第一号イ（1）に掲げる医療機器 千六百四十三万三千三百円

（2） 第十二条第一項第一号イ（2）に掲げる医療機器 九百三十八万八千四百円

（3） 第十二条第一項第一号イ（3）に掲げる医療機器 四十三万七千円

（4） 第十二条第一項第一号イ（4）に掲げる医療機器 五百六十一万八千八百円

（5） 第十二条第一項第一号イ（5）に掲げる医療機器 五十四万五千円

（6） 第十二条第一項第一号イ（6）に掲げる医療機器 四百九十九万五千二百円

（7） 第十二条第一項第一号イ（7）に掲げる医療機器 五百七十二万七千円

（8） 第十二条第一項第一号イ（8）に掲げる医療機器 二百二十四万四千九百円

（9） 第十二条第一項第一号イ（9）に掲げる医療機器 百七十九万五百円

ロ 体外診断用医薬品についての承認（ハに掲げるものを除く。）（1）から（6）までに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれ（1）から（6）までに定める額

（1） 第十二条第一項第一号ロ（1）に掲げる体外診断用医薬品 六万三千三百円

（2） 第十二条第一項第一号ロ（2）又は（5）に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものを除く。）二百五十三万四千円

（3） 第十二条第一項第一号ロ（2）又は（5）に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものを除く。）二百五十六万二千二百円

（4） 第十二条第一項第一号ロ（4）に掲げる体外診断用医薬品 四十五万四千八百円

（5） 第十二条第一項第一号ロ（6）に掲げる体外診断用医薬品 百三十一万八千六百円

（6） 第十二条第一項第一号ロ（7）に掲げる体外診断用医薬品 一百三十万一千三百円

(1) 医療機器についての承認（1）から（10）までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ（1）から（10）までに定める額	イ 又はロに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
第十二条第一項第一号イ（1）に掲げる医療機器	八百二十二万四千三百円
第十二条第一項第二号イ（2）に掲げる医療機器	四百六十九万五千八百円
第十二条第一項第二号イ（3）に掲げる医療機器	五百八十六万九千七百円
第十二条第一項第二号イ（4）に掲げる医療機器	二百八十二万七千三百円
第十二条第一項第二号イ（5）に掲げる医療機器	二十七万六千三百円
第十二条第一項第二号イ（6）に掲げる医療機器	二十二万四百円
第十二条第一項第二号イ（7）に掲げる医療機器	百五十万円
第十二条第一項第二号イ（8）に掲げる医療機器	百十二万二千九百円
第十二条第一項第二号イ（9）に掲げる医療機器	九十万千円
第十二条第一項第二号ロに掲げる医療機器	十八万二千二百円
口 体外診断用医薬品についての承認（1）から（7）までに定める額	三万三千四百円
第十二条第一項第二号ハ（1）に掲げる体外診断用医薬品	三万三千四百円
(1) 第十二条第一項第二号ハ（2）又は（5）に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。）一百九十九万六千六百円	五百九十九万六千六百円
(2) 第十二条第一項第二号ハ（2）又は（5）に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。）一百四万八千二百円	一百四万八千二百円
(3) 第十二条第一項第二号ハ（2）又は（5）に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。）二十九万五千六百円	二十九万五千六百円
(4) 第十二条第一項第二号ハ（3）又は（6）に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。）一百万七千二百円	一百万七千二百円
(5) 第十二条第一項第二号ハ（3）又は（6）に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。）十五万六百円	十五万六百円
(6) 第十二条第一項第二号ハ（4）に掲げる体外診断用医薬品	二十九万五千六百円
(7) 第十二条第一項第二号ニに掲げる体外診断用医薬品	二十九万五千六百円

条の二の二十第一項において準用する場合を含む。) 及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。) の規定による調査のうち書面による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認(法第二十三条の二の六の二第五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の申請に係る承認を除く。)についての調査 イからハまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第十二条第一項第一号イ(1) 又は(3)に掲げる医療機器であつて、臨床試験の試験成績に関する資料についての調査の対象となるもの 百二十八万九千九百円

ロ 第十二条第一項第一号イ(2) 又は(4)に掲げる医療機器であつて、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの 百三万二千円

ハ 第十二条第一項第一号イ(1)から(9)までに掲げる医療機器(イ及びロに掲げるものを除く。) 八万九千四百円

二 法第二十三条の二の五第十五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の承認(法第二十三条の二の六の二第二五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の申請に係る承認を除く。)についての調査 イからハまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第十二条第一項第二号イ(1) 又は(3)に掲げる医療機器であつて、臨床試験の試験成績に関する資料についての調査の対象となるもの 百二十八万九千九百円

ロ 第十二条第一項第二号イ(2) 又は(4)に掲げる医療機器であつて、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの 百三万二千円

ハ 第十二条第一項第二号イ(1)から(9)まで又はロに掲げる医療機器(イ及びロに掲げるものを除く。) 四八万一千四百円

三 法第二十三条の二の六の二第五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の申請に係る承認についての調査 九十七万八百円

四 機構が法第二十三条の二の七第一項(法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二の五第六項(同条第十五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の六の二第二五項(法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項(法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査のうち実地の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百二十万三千六百円

ロ 当該試験を実施した施設が外国にある場合の調査 三百五十四万五千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

二 医療機器の臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額の合計額

イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 九十八万六千六百円

ロ 当該試験を実施した施設が国外にある場合の調査 百四十二万六千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

三 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 当該調査の対象となる施設が国内にある場合の調査 九十四万八千五百円

ロ 当該調査の対象となる施設が国外にある場合の調査 百四十七万四千円に機構職員の旅費相当額を加算した額

機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者（第二種医療機器製造販売業許可を受けた者（次項及び第三十四条の二において「第二種医療機器製造販売業者」という。）を除く。）が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認についての調査 次に掲げる額の合計額

(1) 既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器（1）にから（5）までに定める額を加算した額 生物由来製品（5）に掲げるものを除く。 三十九万八千五百円

(2) 既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器（1）にから（5）までに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれ（1）から（5）までに定める額を加算した額 特定高度管理医療機器（1）及び（2）に掲げるものを除く。 三十八万六千六百円

(3) 医療機器（1）から（3）までに掲げるものを除く。 三十七万四千五百円

(4) 体外診断用医薬品 二十七万二千九百円

(5) 口（1）から（5）までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれ（1）から（5）までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

二 法第二十三条の二の五第七項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認についての調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第七項において準用する同条第九項の規定による調査にあつては、零円）に、（1）から（4）までに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれ（1）から（4）までに定める額を加算した額

ロ 前号イ（1）に掲げる医療機器 十四万五千六百円

前号イ（3）に掲げる医療機器 十三万四千円

前号イ（4）に掲げる医療機器 十二万七千八百円

四 体外診断用医薬品 九万三千二百円

五

機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者（第二種医療機器製造販売業許可を受けた者（次項及び第三十四条の二において「第二種医療機器製造販売業者」という。）を除く。）が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認についての調査 次に掲げる額の合計額

(1) 既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器（1）にから（5）までに定める額を加算した額 生物由来製品（5）に掲げるものを除く。 三十九万八千五百円

(2) 既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器（1）にから（5）までに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれ（1）から（5）までに定める額を加算した額 特定高度管理医療機器（1）及び（2）に掲げるものを除く。 三十八万六千六百円

(3) 医療機器（1）から（3）までに掲げるものを除く。 三十七万四千五百円

(4) 体外診断用医薬品 二十七万二千九百円

(5) 口（1）から（5）までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれ（1）から（5）までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

二 法第二十三条の二の五第七項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間を経過することの調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第七項の規定による調査にあつては、零円）に、（1）から（4）までに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれ（1）から（4）までに定める額を加算した額

ロ 前号イ（1）に掲げる医療機器 十七万五千九百円

前号イ（3）に掲げる医療機器 十六万九千二百円

前号イ（4）に掲げる医療機器 十四万九千二百円

三 法第二十三条の二の五第七項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間を経過することの調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第七項の規定による調査にあつては、零円）に、（1）から（4）までに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれ（1）から（4）までに定める額を加算した額

ロ 前号イ（1）に掲げる医療機器 六万八千八百円

第一号イ（3）に掲げる医療機器 十六万九千六百円

第一号イ（4）に掲げる医療機器 十四万九千二百円

第一号イ（5）までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

四

機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項（法第二十三条の二の八第二項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けよう

6

二 法第二十三条の二の五第七項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認についての調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第七項において準用する同条第九項の規定による調査にあつては、零円）に、（1）から（4）までに定める額を加算した額

ロ 前号イ（1）に掲げる医療機器 十四万五千六百円

前号イ（3）に掲げる医療機器 十三万四千円

前号イ（4）に掲げる医療機器 十二万七千八百円

四 体外診断用医薬品 九万三千二百円

五

機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項（法第二十三条の二の八第二項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けよう

とする者（第二種医療機器製造販売業者に限る。）が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認についての調査 次に

掲げる額の合計額
イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第九項の規定による調査にあっては、零円）に、（1）から（3）までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額を加算する。

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第九項の規定による調査にあっては、零円）に、（1）から（3）までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ（1）から（5）までに定める額を加算した額

生物由来製品 三十九万八千五百円

（2）既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器（（1）に掲げるものを除く。）三十八万六千六百円

（3）医療機器（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）二十六万二千百円

ロ（1）から（5）までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ（1）から（5）までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

（1）当該医療機器の製造工程のうち設計をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）六万二百円

（2）当該医療機器の製造工程のうち組立てその他の厚生労働省令で定めるものをする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）七万一千八百円

（3）当該医療機器の製造工程のうち滅菌をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）六万三千八百円

（4）登録対象製造所（（1）から（3）までに掲げるものを除く。）六万三千二百円

（5）登録対象製造所（（1）から（4）までに掲げるものを除く。）又は医療機器の試験検査を製造所以外の施設において行つた場合（他に委託して行つた場合を含む。）の当該施設 六万一千二百円

二 法第二十三条の二の五第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認についての調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第十五項において準用する同条第九項の規定による調査にあっては、零円）に、（1）又は（2）に掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額を加算した額

（1）前号イ（1）に掲げる医療機器 十四万五千六百円

（2）前号イ（3）に掲げる医療機器 八万九千四百円

ロ（1）から（4）までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ（1）から（4）までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

（1）前号ロ（1）に掲げる製造所 四万五千円

（2）前号ロ（2）に掲げる製造所 六万三千三百円

（3）前号ロ（3）に掲げる製造所又は同号ロ（5）に掲げる製造所若しくは製造所以外の施設 五万三千百円

（4）前号ロ（4）に掲げる製造所 五万三千円

三 法第二十三条の二の五第七項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間を経過するとの調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第九項の規定による調査にあっては、零円）に、（1）又は（2）に掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ（1）から（5）までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

（1）第一号イ（1）に掲げる医療機器 十七万六千九百円

（2）第一号イ（3）に掲げる医療機器 十万四千四百円

ロ（1）から（5）までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ（1）から（5）までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

（1）第一号ロ（1）に掲げる製造所 四万八千百円

（2）第一号ロ（2）に掲げる製造所 六万八千百円

（3）第一号ロ（3）に掲げる製造所 五万六千円

（4）第一号ロ（4）に掲げる製造所 五万五千七百円

（5）第一号ロ（5）に掲げる製造所又は製造所以外の施設 五万三千二百円

機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合における第五項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、第五項の規定にかかるわらず、同項に定める額に、四万七千五百円にその該当する条件の数を乗じて得た額を加算した額とする。

一 当該医療機器又は体外診断用医薬品が電気その他のエネルギーを利用するものであつて、その直径が三ミリメートル以下であり、かつ、その部品の直径が一ミリメートル以下であるとき。
二 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程においてナノ材料（継若しくは横の長さ又は高さが一ナノメートル以上百ナノメートル以下の物質から成る材料をいう。第三十四条の二第四項第二号において同じ。）を使用するとき。

三 前二号に掲げるもののほか厚生労働省令で定める場合に該当するとき。
機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査に係る医療機器が前項各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合における第六項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、第六項の規定にかかるわらず、同項に定める額に、三万三千二百円にその該当する条件の数を乗じて得た額を加算した額とする。

四 第五項から前項までに規定する者に係る第五項から前項までに規定する調査につき、機構が当該調査を行うため、当該職員を、製造所又は製造所以外の施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における第五項から前項までに規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定

一 める手数料の額は、第五項から前項までの規定にかかるわらず、第五項から前項までに定める額に、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
一 国内にある製造所又は製造所以外の施設についての調査 二十一万二千四百円に、機構職員

二 外国にある製造所又は製造所以外の施設についての調査
の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
次に掲げる額の合計額

コイ
機構職員の旅費相当額
十七万九千五百円二、機構職員の旅費相当額の計算の基準となる旅行日数を乗じて得た額

第五項から前項までに規定する者が同時に二以上の品目について法第二十三条の二の五第七項

若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項（法第二十三条の二）の十七第五項において準用す

る場合を含む)及び法第三十三条の十七第五項において準用する場合を含む)又は第二十一条の二の六の第一項(医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法につい

ての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項（法第二十三条の二の二十第一項にお

二項の政令で定める手数料の額は、第五項から前項までの規定にかかるわらず、第五項から前項ま

でに定める額から、これらの品目についての第五項第一号イ(1)から(5)までに掲げる医療

機器又は体外診断用医薬品の区分及び当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じて額とする。

機構が法第八十条第四項において準用する法第十三条の二第一項の規定により行う法第八十条

第二項の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない文書の原本、複数の原本をもつて、当該文書の原本を提出する場合は、

次の各号に掲げる調査の区分に応じ
当該各号に定める額とす

一法第八十条第二項の製造をしようとするときの調査 イから今までに掲げる製造所の区分に

応じ、それぞれイからホまでに定める額
イ 第五項第一号ヨ(一)ニ掲げる製造所
八万六千百円

ロイ
第五項第一号口
（2）に掲げる製造所
十万四千百円

八 第五項第一号口 (3) に掲げる製造所 九万千二百円

ホニ 第五項第一号口に掲げる製造所九万五百円八万七千五百円

二 法第八十条第二項の政令で定める期間を経過することの調査

の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

第五項第一号口
第五項第一号口
〔2〕〔1〕に掲げる製造所
に掲げる製造所
九万七千四百円

八 第五項第一号口 (3) に掲げる製造所 八万百円

二
第五項第一号口
第五項第一号口
に掲げる製造所
七万九千六百円
二万六千百円

前項に規定する者が医療機器又は体外診断用医薬品の試験検査を製造所以外の施設において行
な 第五章第一号ロ(5)に掲げる製造所 一九二二百四

た場合（他に委託して行った場合を含む。）における同項に規定する者に係る法第七十八条第

二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかるらず、同項に定める額に
する調査の区分ごとに、当該各号ごと定める額を加算した額とする。

一 前項第一号に規定する調査 八万七千五百円

二 前項第一号に規定する調査 七万六千円
前二項に規定する調査 二つ、後事ご、当該調査二つ、当該

前二項は規定する者は係る前二項に規定する調査はさき職員を、製造所又は製造所以外の施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前

二項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項に定める額に、二十一万二千四百円に機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額を加算した額とする。

二 機構が法第二十三条の二の十第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により行う法第二十三条の二の九第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 医療機器についての確認 イ又はロに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第十四条第一項第一号イに掲げる医療機器 七十五万九千百円

ロ 第十四条第一項第一号ロに掲げる医療機器 五万三千七百円

二 第十四条第一項第二号イに掲げる体外診断用医薬品についての確認 七十五万九千百円

イ 機構が法第二十三条の二の十第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により行う法第二十三条の二の九第五項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号により定める額とする。

一 第十四条第一項第一号イに掲げる医療機器又は同項第二号イに掲げる体外診断用医薬品についての書面による調査 九十七万百円

二 実地の調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 （1）又は（2）に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百二十万三千六百円

（2） 当該試験を実施した施設が外国にある場合の調査 三百五十四万五千六百円

ロ イに掲げる調査以外の調査 （1）又は（2）に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 第十四条第一項第一号イに掲げる医療機器又は同項第二号イに掲げる体外診断用医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。） 九十四万八千五百百円

（2） 第十四条第一項第一号イに掲げる医療機器又は同項第二号イに掲げる体外診断用医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が外国にある場合に限る。） 百四十七万四千円

三 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、国外にある施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、機構職員の旅費相当額を加算した額とする。

四 機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の六第一項の規定による基準適合証の書換え交付又は再交付を受けようとする者が、令第三十七条の二十六第四項の規定により読み替えで適用される同条第三項又は令第三十七条の二十七第五項の規定により読み替えて適用される同条第三項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、一万千円とする。

五 機構による基準適合性認証を行おうとする者の申請についての調査に係る手数料の額

第三十四条 機構が法第二十三条の六第二項の規定により行う調査を受けようとする者が、法第七

<p>二 外国にある事業所についての調査 百五十七万八千九百円に機構職員の旅費相当額を加算した額</p> <p>2 機構が法第二十三条の六第四項において準用する同条第二項の規定により行う調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 国内にある事業所についての調査 六十七万九千三百円</p> <p>(機構による医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認等に係る手数料の額)</p>
<p>第三十四条の二 機構が法第二十三条の二の十の二第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の十の二第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>一 医療機器についての確認（次号に掲げるものを除く。） イから今までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイから今までに定める額</p>
<p>イ 第十四条の二第一号イに掲げる医療機器 八百二十二万四千三百円</p>
<p>ロ 第十四条の二第一号ロに掲げる医療機器 四百六十九万五千八百円</p>
<p>ハ 第十四条の二第一号ハに掲げる医療機器 五百八十六万九千七百円</p>
<p>ニ 第十四条の二第一号ニに掲げる医療機器 二百八十二万七千三百円</p>
<p>第十四条の二第一号ホに掲げる医療機器 二十七万六千三百円</p>
<p>第十四条の二第一号ヘに掲げる医療機器 二十二万四百円</p>
<p>チ 第十四条の二第一号トに掲げる医療機器 百五十万円</p>
<p>リ 第十四条の二第一号リに掲げる医療機器 百十二万二千九百円</p>
<p>二 医療機器についての第十四条の二第二号に掲げる確認 十八万二千二百円</p>
<p>三 体外診断用医薬品についての確認（次号に掲げるものを除く。） イから今までに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイから今までに定める額</p>
<p>イ 第十四条の二第三号イに掲げる体外診断用医薬品 三万三千四百円</p>
<p>ロ 第十四条の二第三号ロ又はホに掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。）一百九十九万六千六百円</p>
<p>ハ 第十四条の二第三号ロ又はホに掲げる体外診断用医薬品（ロに掲げるものを除く。）百四万八千二百円</p>
<p>ニ 第十四条の二第三号ハ又はヘに掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。）一百万七千二百円</p>
<p>ホ 第十四条の二第三号ハ又はヘに掲げる体外診断用医薬品（ニに掲げるものを除く。）二十万九五千六百円</p>
<p>ヘ 第十四条の二第三号ニに掲げる体外診断用医薬品 二十九万五千六百円</p>
<p>四 体外診断用医薬品についての第十四条の二第四号に掲げる確認 十五万六百円</p>
<p>五 機構が法第二十三条の二の十の二第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の十の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者（第二种医療機器製造販売業者を除く。）が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p>

第三十四条の二

口才

チトヘホニハ	第十四条の二第一号ハに掲げる医療機器	五百八十六万九千七百円
第十四条の二第一号ニに掲げる医療機器	二百八十二万七千三百円	第十四条の二第一号亦に掲げる医療機器
第十四条の二第一号ヘに掲げる医療機器	二十七万六千三百円	第十四条の二第一号トに掲げる医療機器
第十四条の二第一号トに掲げる医療機器	二十二万四百円	百五十万百円
百十二万二千九百円	百十二万二千九百円	チトヘホニハ

二 二
醫療機器

三 体調用医薬品に該当するもの(以下「体調用医薬品」といふ)のを除く
診断用医薬品の区分に応じ、それぞれいかへまでに定める額
イ 第十四条の二第三号イに掲げる外体外診断用医薬品 三万三千四百円
ロ 第十四条の二第三号ロ又はホに掲げる外体外診断用医薬品(特定の医薬品又は再生医療等製

よりその

二 第十四条の二第三号ハ又はヘニモダルシ本外診断用医薬品(口に掲げるものを除く。)百四十八千二百円
八 第二十四条の二第三号ロ又はホニモダルシ本外診断用医薬品(口に掲げるものを除く。)百四十九万六千六百円

よりその品とども

（二）に掲げるものを除く。）

2 四 機構が法第
体外診断

に該当するものに限る。) 六万四千四百円

口 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち組立てその他の厚生労働省令で定めるものをする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る）八万七千七百円
ハ 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち滅菌をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る）七万五千九百円

本製造所（イからニまでに掲げるものを除く。）又は医療機器若しくは体外診断用医薬品の

試験検査を製造所以外の施設において行つた場合（他に委託して行つた場合を含む。）の当該施設七万五千九百円

した額
イ　主物由來製品
十四万五千六百円

口
医療機器（イに掲げるものの及び既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器（イに掲げるものを除く。）を除く。）八万九千四百円
一
イからホマまでに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれイからホマまでに定

イ 当該医療機器の製造工程のうち設計をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限

る。) 四万五千円
口 当該医療機器の製造工程のうち組立てその他の厚生労働省令で定めるものをする製造所
(登録対象製造所に該当するものに限る。) 六万九千三百円

二 登録対象製造所（イからハまでに掲げるものを除く。） 五万三千円
る。五万三千円

本、製造所（イからニまでに掲げるものを除く。）又は医療機器の試験検査を製造所以外の施設において行つた場合（他に委託して行つた場合を含む。）の当該施設（五万三千百円）機構が法第二十三条の二の十の二第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含

用する場合を含む。) の確認に係る医療機器又は体外診断用医薬品が次の各号に掲げる条件のい
うして、二段階の手順による第二回の見直しを行つて、第二回見直しの結果、第三回の

件の数を乗じて得た額を加算した額とする。

一 当該医療機器又は体外診断用医薬品が電気その他エネルギーを利用するものであつて、その直径が三ミリメートル以下であり、かつ、その部品の直径が一ミリメートル以下であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

6
む」の規定により行う法第二十三条の二の十九の第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認に係る医療機器が前項各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合における第三項に規定する者に係る法第七十九条第二項の政令で定める手数料の額は、第三項の規定にかかる額と、同項に定める額に、三万三千二百円にその該当する条件の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第二項から前項までに規定する者に係る第二項から前項までに規定する准用につき、幾萬ば、

ると認める場合における第一項から前項までに規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、第二項から前項までの規定にかかるわらず、第二項から前項までに定める額

に、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
一、国内にある製造所又は製造所以外の施設についての確認 二十一万二千四百円
二、幾箇職員

の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
二
ト回つる費用は、(1)支度金、(2)旅費、(3)宿泊費等で構成され
て、(1)は、(2)と(3)の合計額の約半分を占めます。

二 外国にある製造所又は製造所以外の施設についての諮詢
イ 機構職員の旅費相当額

口十七万九千五百円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする場合に
おける第二項からの有頂宅までこれを定める旨を除く第21条第2項の取扱いを定める手数料の負

おける第二項から前項までの規定する者に係る法律第十七条第二項の政令で定める三教科の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、第一項から前項までに定める額から、これらの品

目についての第二項第一号イからニまでに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分及び当該確認に係る製造所又は製造所以外の施設の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところに

より算定した額を減じた額とする。
(幾萬による再生医療等製品についての調査に係る手数料の額)

第三十五条 機構が法第二十三條の二十三第一項の規定により行う法第二十三條の二十二第七項

（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する調査を受けようとする者が、法第七十八条第一項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分

に応じ、当該各号に定める額とする。

許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

ロイ実地の調査を伴う許可十五万九千九百円
実地の調査を伴わない許可十二万四百円

二 法第二十三条の二十二第四項の許可の更新についての同条第七項に規定する調査イ又はロ
ニ掲げる許可の更新の区分ごとに、それぞれイ又はロに定める額

イ 実地の調査を伴う許可の更新
ミ 実地の調査を伴つて、千五百万円
ミ 実地の調査を伴つて、千五百万円

三 口 実地の調査を伴わない許可の更新 五万九千七百円 法第二十三条の二十二第八項の区分の変更又は追加の許可についての同条第九項にお

イ又は口に掲げる許可の区分の変更又は追加の許可にて準用する同条第七項に規定する調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ
実地の調査を伴う許可の区分の変更又は追加の許可 十万五千二百円
渠地の調査を伴つゝ、許可の区分の変更又は追加の許可 五万七千二百円

2 口 実地の調査を伴わない認可の区分の変更又は追加の認可
五万九千七百円

り行う法第二十二条の二十四条第三項ににおける准用する法第二十三条の二十七第七項

四	実地の調査を伴わない認定の区分の変更又は追加の認定	四万一千九百円
（機構による再生医療等製品に係る審査及び調査に係る手数料の額）		
第三十六条	機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行つ法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
一	法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認についての審査	イからハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ	第二十二条第一項第一号イに掲げる再生医療等製品	千八百八十万三千四百円
ロ	第二十二条第一項第一号ロに掲げる再生医療等製品	九百四十一万千七百円
ハ	第二十二条第一項第一号ハに掲げる再生医療等製品	三万七千三百円
二	法第二十三条の二十五第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認についての審査	イ又はロに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ	第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品についての承認	九百四十一万千七百円
ロ	第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品についての承認	二百四万一千二百円
機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用す		

(機構による再生医療等製品に係る審査及び調査に係る手数料の額)
ロ 実地の調査を伴わない認定の区分の変更又は追加の認定 四万二千九百円
第三十六条 機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認についての審査 イからハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ 第二十二条第一項第一号イに掲げる再生医療等製品 千八百八十万三千四百円
ロ 第二十二条第一項第一号ロに掲げる再生医療等製品 九百四十一万一千七百円
ハ 第二十二条第一項第一号ハに掲げる再生医療等製品 三万七千三百円
二 法第二十三条の二十五第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認についての審査 イ又はロに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品についての承認 九百四十一万一千七百円
ロ 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品についての承認 二百四万一千二百円
機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二十五第五項（同条第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二十六の二第二項（法第二十三条の二十五第三項前段に規定

（機構による再生医療等製品に係る審査及び調査に係る手数料の額）

□ 実地の調査を伴わない認定の区分の変更又は追加の認定 四万二千九百円

第三十六条 機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認についての審査 イからハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第二十二条第一項第一号イに掲げる再生医療等製品 千八百八十万三千四百円

ロ 第二十二条第一項第一号ロに掲げる再生医療等製品 九百四十一万千七百円

ハ 第二十二条第一項第一号ハに掲げる再生医療等製品 三万七千三百円

二 法第二十三条の二十五第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認についての審査 イ又はロに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品についての承認 九百四十一万千七百円

ロ 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品についての承認 二百四万一千二百円

機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二十五第五項（同条第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二十六の二第二項（法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項（法第二十三条の四十一第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合

<p>（機構による再生医療等製品に係る審査及び調査に係る手数料の額）</p> <p>第三十六条 機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行つ法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>一 法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認についての審査 イからハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p>
<p>イ 第二十二条第一項第一号イに掲げる再生医療等製品 千八百八十万三千四百円</p>
<p>ロ 第二十二条第一項第一号ロに掲げる再生医療等製品 九百四十一万千七百円</p>
<p>ハ 第二十二条第一項第一号ハに掲げる再生医療等製品 三万七千三百円</p>
<p>二 法第二十三条の二十五第十一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認についての審査 イ又はロに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p>
<p>イ 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品についての承認 九百四十一万千七百円</p>
<p>ロ 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品についての承認 二百四万一千二百円</p>
<p>機構が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行つ法第二十三条の二十五第五項（同条第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二十六の二第二項（法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する第二項（法第七十八条第二項（法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による調査のうち書面による調査を受けようとする者が、</p>

口 実地の調査を伴わない認定の区分の変更又は追加の認定 四万二千九百円
(機構による再生医療等製品に係る審査及び調査に係る手数料の額)

第三十六条 機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認についての審査 イからハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第二十二条第一項第一号イに掲げる再生医療等製品 千八百八十万三千四百円

ロ 第二十二条第一項第一号ロに掲げる再生医療等製品 九百四十一万千七百円

ハ 第二十二条第一項第一号ハに掲げる再生医療等製品 三万七千三百円

二 法第二十三条の二十五第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の承認についての審査 イ又はロに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品についての承認 九百四十一万千七百円

ロ 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品についての承認 一百四万一千二百円

機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五第五項(同条第一項(法第二十三条规定の三十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査のうち書面による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

口 実地の調査を伴わない認定の区分の変更又は追加の認定 四万二千九百円
(機構による再生医療等製品に係る審査及び調査に係る手数料の額)

第三十六条 機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認についての審査 イ からハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第二十二条第一項第一号イに掲げる再生医療等製品 千八百八十万三千四百円

ロ 第二十二条第一項第一号ロに掲げる再生医療等製品 九百四十一万千七百円

ハ 第二十二条第一項第一号ハに掲げる再生医療等製品 三万七千三百円

二 法第二十三条の二十五第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の承認についての審査 イ又はロに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品についての承認 九百四十一万一千七百円

ロ 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品についての承認 二百四万一千二百円

機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五第五項(同条第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査のうち書面による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十二条第一項第一号イ又はロに掲げる再生医療等製品の法第二十三条の二十五第一項又是第二十三条の三十七第一項の承認(法第二十三条の二十六の二第三項(法第二十三条の三十

(機構による再生医療等製品に係る審査及び調査に係る手数料の額)
ロ 実地の調査を伴わない認定の区分の変更又は追加の認定 四万二千九百円

- 七 第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十三条の二十六第五項の申請に係る承認を除く。)についての調査 百四十七万六千二百円
- 二 法第二十三条の二十五第一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の承認(法第二十三条の二十六の二第三項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十三条の二十六第五項の申請に係る承認を除く。)において準用する法第二十三条の二十六第五項の申請に係る承認を除く。)についての調査(次号に掲げるものについての調査 イ又はロに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額)
- イ 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品 百四十七万六千二百円
- ロ 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品 六万五千九百円
- 三 法第二十三条の二十六の二第三項(法第二十三条の三十七第五項において準用する。)において準用する法第二十三条の二十六第五項の申請に係る承認についての調査 百十万円
- 3 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、外国にある施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八条の第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、機構職員の旅費相当額を加算した額とする。
- 4 機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五第五項(同条第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十五第五項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査のうち実地の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百六十六万五千六百円
- ロ 当該試験を実施した施設が国外にある場合の調査 四百五万七千円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- 二 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 百十二万八千九百円
- ロ 当該試験を実施した施設が国外にある場合の調査 百六十三万二千三百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- 三 再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 当該調査の対象となる施設が国内にある場合の調査 百六十八万六千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- 5 機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五第六項(同条第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは第八項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間を経過するごとの調査又は法第二十三条の二十五第八項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

- 6 前項に規定する者が再生医療等製品の試験検査を製造所以外の施設(以下この項から第八項までにおいて「施設」という。)において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における前項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
- 一 法第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の三十七第一項の承認についての調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 国内にある施設についての調査 八万六千八百円
- ロ 外国にある施設についての調査 百万八千七百円
- 二 法第二十三条の二十五第六項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間を経過するごとの調査又は法第二十三条の二十五第八項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- 一 の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 二 法第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の三十七第一項の承認についての調査(次号に掲げるものについての調査 イ又はロに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額)
- イ 国内にある製造所についての調査 百二十七万一千九百円
- ロ 外国にある製造所についての調査 百万八千七百円
- 三 法第二十三条の二十五第六項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間を経過するごとの調査又は法第二十三条の二十五第八項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の三十七第一項の承認についての調査(再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみについて行うものに限る。) イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 国内にある製造所についての調査 八万六千八百円
- ロ 外国にある製造所についての調査 十一万五千三百円
- 三 法第二十三条の二十五第六項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間を経過するごとの調査又は法第二十三条の二十五第八項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の三十七第一項の承認についての調査(再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額)
- イ 第一号に掲げる調査の対象となる再生医療等製品 (1) 又は (2) に掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- (1) 国内にある製造所についての調査 八十六万六千五百円に、四万四千円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額
- (2) 外国にある製造所についての調査 百十万九千八百円に、四万四千円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額
- ロ 前号に掲げる調査の対象となる再生医療等製品 (1) 又は (2) に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ (1) 又は (2) に定める額
- (1) 国内にある製造所についての調査 三十六万五千六百円に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額
- (2) 外国にある製造所についての調査 四十七万五百円に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額
- 一 前項に規定する者が再生医療等製品の試験検査を製造所以外の施設(以下この項から第八項までにおいて「施設」という。)において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における前項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
- 二 法第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の三十七第一項の承認についての調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 国内にある施設についての調査 八万六千八百円
- ロ 外国にある施設についての調査 十一万五千三百円

「薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第十四条の四第一項第一号（旧法第十九条の四において準用する場合を含む。）に規定する新医療機器であつてその製造販売の承認のあつた日後同号に規定する調査期間（旧法第十四条の四第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）を経過していないもの（改正法附則第三十条の規定により法第二十三条の二十五の承認を受けたものとみなされ、又は改正法附則第三十七条の規定により法第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなされるものを除く。）及び旧法第十四条の四第一項第二号（旧法第十九条の四において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が指示する医療機器であつて同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間を経過していないもの（改正法附則第三十条の規定により法第二十三条の二十五の承認を受けたものとみなされ、又は改正法附則第三十七条の規定により法第二十三條の三十七の承認を受けたものとみなされるものを除く。）を除く」

とする。

附 則

（平成二十九年三月二九日政令第六二号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

（平成三十一年一月三一日政令第一四号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

（平成三十一年一〇月一七日政令第二九五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

（平成三十一年一月三一日政令第二九五号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第三十四条の規定は、この政令の施行の日以後に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の六第一項の申請を行つた者が同法第七十八条第二項の規定により納付すべき当該申請についての調査に係る手数料について適用する。

（調整規定）

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

（附 則）

（平成三十一年三月二〇日政令第四九号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

（令和二年七月二八日政令第二二八号）抄

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附 則

（令和三年一月五日政令第一号）抄

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附 則

（令和四年一月一三日政令第一九号）

この政令は、公布の日から施行し、令和三年八月一日から適用する。

附 則

（令和四年五月二〇日政令第一九六号）

この政令は、公布の日から施行する。